

答 申

諮問第 1 4 9 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 2 8 年和歌山県条例第 1 2 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年 3 月 1 9 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 7 年 4 月 1 日付け総第 0 3 2 0 0 0 0 1 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 7 年 4 月 6 日付けで行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）による改正前の行政不服審査法第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、〇〇〇〇〇〇〇〇が電気工事業法違反ではないとして事実認定したその理由が分かる情報の開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 諮問第126号において、審査会は、和歌山県東牟婁郡○○○○○○の業者である○○○○○○○○が電気工事業法違反ではないと認定しており、それを理由とし、非開示は妥当であると判断している。
- (2) ○○○○○○○○○が電気工事業法違反ではないと事実認定した理由が、実施機関による「電気工事業法違反ではない。」という根拠のない口頭による説明のみで成立したとすれば、答申などはすべて妥当となる。ないものはないと言いたいようであるが、証拠に基づく事実認定をしておきながら、ない訳がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成27年3月27日に開示請求者へ架電し、開示請求書に記載された「諮問第126号4頁4その他」については、添付資料にもある「諮問第126号5頁4その他」であるか確認をしたところ、5頁でよいことを確認した。

本件開示請求の対象は、諮問第126号における答申に関して、○○○○○○○○○について電気工事業法違反ではないと、審査会が認定した理由がわかる情報の記載された公文書であると判断した。

しかし、審査会は、条例第23条により「条例第19条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため」設置されたものであり、公文書の非開示等について不服申立てがあった場合に、公文書の開示・非開示の適否に関して審議を行う機関である。このため、当該不服申立ての背景となった○○○○○○○○○の電気工事業法違反の事実の有無について審議する機関ではないため、電気工事業法違反であるか否かの認定はしておらず、本

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年4月15日	○諮問（実施機関）
平成27年5月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年5月22日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年8月8日	○審議
平成29年9月4日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年9月25日	○審議
平成30年1月11日	○審議
平成30年1月31日	○審議
平成30年2月14日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年3月19日	平成27年3月13日付け和情審第7号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第126号4頁4その他「当審査会も実施機関と同様に当該業者が違法であると認定したものではない。」とし、和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇の業者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が電気工事業法違反ではないと認定した理由が分かる情報。